

## 〔事案 2023-347〕 新契約取消請求

・令和7年2月21日 裁定打切り

### ＜事案の概要＞

募集人の説明不足等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

### ＜申立人の主張＞

令和4年12月に契約した変額保険（被保険者・契約者：申立人、受取人：申立人父）について、以下等の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 令和4年5月に募集人と面談をして、父の相続税を少なくする方法について相談したところ、年間保険料が1,000万円となる保険を利用することの提案があった。1年あたり1,000万円もの保険料を支払うことについて不安を述べたところ、募集人は、「途中で解約できる」と説明した。その際、途中で解約したときに、解約返戻金が減ることの言及はなかった。
- (2) 最初から、支払える範囲の保険料で商品設計してくれていれば継続できる保険であったし、保険料を減らす場合には部分解約となり解約返戻金が減ることの説明があれば、本契約自体に違和感を覚え、申込みには至っていなかった。
- (3) 父は、成年後見の申し立てをしたことも、弟が成年後見人に選任されたこともない。仮に、弟が成年後見人であったとすれば、保険会社としても、本契約の手続の中で権限等について書面で確認すべきである。

### ＜保険会社の主張＞

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人から、申立人父が所有する不動産の相続対策について相談を受け、相続財産をできる限り圧縮したい等の要望を聴取した上で、契約当初は保険料に対して解約返戻金が少ないことから、相続財産を圧縮できるというメリットを説明し、修繕費積立を目的とした変額保険を提案した。この際、募集人は、申立人から、年間保険料1,000万円の生命保険への加入を想定している、と聴取している。
- (2) 募集人は、申立人から「保険料払込が困難となった場合」についての質問を受け、払済保険への変更・契約者貸付・減額・解約についての説明を行い、減額が部分解約であり、払込保険料額を減少させる手段のひとつとして説明した。この際、減額には、解約と同様に解約時期によっては解約返戻金が少なくなること、早期解約の場合は解約返戻金が支払保険料よりも大幅に少なくなることと説明した。
- (3) 募集人は、税制上の「契約者」とは、必ずしも保険契約名義上の「契約者」ではなく、実際に保険料を負担した者、すなわち「保険料負担者」となると理解している。本件は特段の事情がないかぎり、保険料負担者が申立人父になるため、申立人父から申立人への保険料相当額の贈与には当たらず、保険料払込時において贈与税の課税は生じないと考えられる。
- (4) 募集人は、申立人から、申立人父が認知症を患っており、申立人弟が成年後見人に選任されていると聞いている。募集人は、申立人弟の面前で本件スキームを説明した上で、口頭で保険料負担者を申立人父とすることの同意を得たことから、当社は、申立人父の成年後見人である申立人弟が、本契約の保険料負担者になる旨の意思表示をしたものとする。

### ＜裁定の概要＞

## 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

## 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 本件では、重要な事実について当事者の主張・陳述が大きく食い違っており、慎重な事実認定が要請される場所、当事者のいずれかに主張立証責任を負わせ、宣誓の上、当事者については過料の制裁、証人については刑事罰の制裁を背景とし、相手方の反対尋問権も保障される裁判手続（訴訟）における関係者の証人尋問手続を経て、慎重に事実関係を確認すべきであると考えられるが、裁判外紛争解決機関である裁定審査会には、そのような権限はない。
- (2) 加えて、本契約の保険料の実質的な負担者は申立人父であるとのことからすれば、本件では、当事者として参加していない第三者である申立人父が重大な利害関係を有しており、同人の手続的保障（主張・立証の機会）が不可欠であると認められるが、裁定審査会には、裁判手続に備わっているような申立人以外の者の権利を手続的に保障する制度がない。